

次期計画（第8期計画）における主な変更箇所

1 体系について



2 基本施策・施策・取組について

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）
32	I-2<<基本施策>> 疾病の重症化予防、二次障害・障害の重度化予防	<p><市の取組みとの整合> 第8期計画の取組みの内容に即した記載に修正</p> <p><国の動向への対応> 「第8期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合 介護予防を進めるにあたり、高齢者保健事業と一体的に実施するよう努め、一体的実施を行うにあたっては、介護・医療・健診情報等の活用を含め国民健康保険担当部局等と連携して取組みを進めることが重要である。</p>	<p>【基本施策の文言追加】 疾病の発症を予防する「一次予防」に加え、超高齢社会を見据え、障害や疾病等を抱えながらも日常生活を送れるよう「重症化予防」にも取り組みます。</p> <p><u>また、医療、保健、介護のデータ等を活用し、適切な医療サービス等につなげることが重要であることから、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者の介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防に努めます。</u></p>
33	I-4<<基本施策>> フレイル予防・介護予防の推進	<p><市の取組みとの整合> 富山市介護予防推進会議での協議内容を踏まえた修正</p> <p><市の取組みとの整合> 第8期計画の取組みの内容に即した記載に修正</p>	<p>【基本施策の文言更新】 <u>早期かつ適切な介護予防事業の介入により「フレイル予防」に取り組みます。そのために、「閉じこもり予防」を基本とした「多様」で「適切」な「切れ目ない」介護予防施策を推進します。</u>その上で、高齢者一人ひとりの状況を的確に把握し、適切な介護予防ケアマネジメントに基づく運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上等の介護予防サービスを提供することにより、<u>機能の維持・向上を目指します。</u></p> <p>また、<u>高齢者が可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら、介護予防運動の推進や介護予防ふれあいサークルの育成支援など、地域ぐるみの介護予防を推進するとともに、介護予防の拠点施設として整備した角川介護予防センターを中心に介護予防事業や介護予防の調査研究を行うなど、介護予防推進体制の強化を図ります。</u></p>
37	I-1-(2) 疾病の予防及び早期発見・早期治療 ⑥認知症予防対策の充実	<p><その他> Ⅲ-4-(3)「認知症予防対策の推進」へ移動</p>	<p>【取組の移動】 <u>認知症に関する講演会の開催や地域における教室において、認知症予防のための知識の普及啓発に努めます。</u></p>

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）						
39	I-1-(3) 生活習慣改善の推進 ⑤受動喫煙防止対策の推進	<国の動向への対応> 健康増進法の一部改正（平成30年）に伴い修正	【取組の文言更新】 受動喫煙の身体への影響について市民に周知するとともに、 <u>公共の場での禁煙・分煙</u> を推進し、受動喫煙を防ぐ環境づくりに取り組みます。						
39	I-1-(4) 生涯スポーツの推進 ①歩くスポーツの推進	<市の取組みとの整合> 第8期計画の取組みの内容に即した記載に修正 ノルディックウォーキングポールのレンタルの実施	【取組の文言更新】 四季折々の自然を楽しみながら歩く「四季のウォーク」 <u>や、まちなか歩きに無料で使用できるノルディックウォーキングポールのレンタルなど</u> 、「歩くスポーツ」を広く市民の生活に定着するよう引き続き啓発を行います。						
40	I-1-(4) 生涯スポーツの推進 ③高齢者向け運動・スポーツプログラムの提供	<市の取組みとの整合> 第8期計画の取組みの内容に即した記載に修正 スマイル元気セミナーの実施	【取組の文言更新】 高齢者が健康で生きがいのある生活を送るためには、自分の体力の現状を把握し、日常生活において手軽に取り組める運動・スポーツプログラムを継続的に実施することが重要です。 このことから、富山市体育協会が実施している元気な高齢期を迎えるための運動・スポーツプログラムの普及啓発を図ります。 <u>また、富山市体育協会とともに、運動指導や体成分測定、食物栄養の講義などを行うスマイル元気セミナーを実施することで、高齢者が健康で生きがいのある日常生活を送ることができる体力の維持・向上を図ります。</u> ◆ <u>スマイル元気セミナーの受講者数</u> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度見込</th> <th>令和5年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td> <td>100人</td> <td>150人</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度見込	令和5年度目標	受講者数	100人	150人
	令和2年度見込	令和5年度目標							
受講者数	100人	150人							
41	I-2-(1) 疾病の重症化予防への早期対応 ①糖尿病対策の充実	<市の取組みとの整合> 第8期計画の取組みの内容に即した記載に修正	【取組の文言更新】 糖尿病は、腎不全や糖尿病性網膜症などの合併症を引き起こすと同時に、脳卒中や虚血性心疾患などの発症を促進すると言われてしています。これらの合併症は生活の質を著しく低下させる重大な問題です。こうした合併症の発症を抑えるために、保健師、栄養士等による糖尿病相談や訪問指導を行い、適切な食生活や運動等による生活習慣の改善や、自己管理が行えるよう支援するとともに、要介護状態になることを予防します。 <u>また、糖尿病の予防や合併症の減少に向け、保健や医療、医療保険者などの関係者が情報を共有し、特性を踏まえた対策を検討し、糖尿病対策を推進します。</u>						

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）						
42	I-2-(1) 疾病の重症化予防への早期対応 ④保健事業と介護予防の一体的実施【新規】	<p><市の取組みとの整合> 第8期計画の取組みの内容に即した記載に修正</p> <p><国の動向への対応> 「第8期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合 介護予防を進めるにあたり、高齢者保健事業と一体的に実施するよう努め、一体的実施を行うにあたっては、介護・医療・健診情報等の活用を含め国民健康保険担当部局等と連携して取り組みを進めることが重要である。</p>	<p>【取組の追加】 <u>高齢者の、複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下しやすいという特性を踏まえ、健診結果や医療費データ、要介護認定データをもとに高齢者一人ひとりの健康状態や地域課題を抽出し、疾病予防と生活機能維持の両面から支援できるように、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。</u></p>						
45	I-3-(2) 自殺対策の推進 ②高齢者・介護者の心のゲートキーパーの養成	<p><その他> 高齢者・介護者のみにかかる指標に修正</p>	<p>【指標の見直し】 ◆高齢者・介護者の心のゲートキーパーの養成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度見込み</th> <th>令和5年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>高齢者・介護者の心のゲートキーパーの養成者数</u></td> <td>50人</td> <td>60人</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度見込み	令和5年度目標	<u>高齢者・介護者の心のゲートキーパーの養成者数</u>	50人	60人
	令和2年度見込み	令和5年度目標							
<u>高齢者・介護者の心のゲートキーパーの養成者数</u>	50人	60人							
46	I-4-(1) 介護予防推進体制の強化	<p><市の取組みとの整合> 富山市介護予防推進会議での協議内容を踏まえた修正</p> <p><懇話会委員からのご意見> コロナ禍での健康づくりについて次期計画に盛り込むことはできないだろうか。</p>	<p>【施策の文言更新】 <u>健康な状態と要介護状態の中間に位置する虚弱な状態「フレイル」は、早期かつ適切な介護予防事業等の介入により、健康な状態へ戻る、あるいはその進行を遅らせることができると言われています。</u></p> <p><u>このことから、「閉じこもり予防」を基本とした介護予防施策の充実を図るとともに、有識者会議等の意見を反映させながら、介護予防推進体制を強化します。</u></p> <p><u>また、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践など、様々な感染症に対する予防対策を行いながら、介護予防活動を実践できる環境づくりに努めます。</u></p>						
46	I-4-(1) 介護予防推進体制の強化 ①徹底した「閉じこもり予防」の実施	<p><市の取組みとの整合> 富山市介護予防推進会議での協議内容を踏まえた修正</p> <p><地域懇談会でのご意見> 閉じこもりをさせない施策をお願いしたい。</p>	<p>【取組の文言更新】 <u>本市における新規要支援認定者の要因疾患の約4割が予防可能な「ロコモティブシンドローム（運動器症候群）」関連です。</u> この背景には、体力低下等の身体的要因、活動意欲低下等の心理的要因、友人・仲間等の環境要因の3つの要因がもたらす「閉じこもり」があると考え</p>						

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）																		
			<p>られます。</p> <p>そのため、まずは「介護予防」の基本となる「閉じこもり予防」に重点を置き、①対象者の発見、②対象者の誘い出し、③外出目的となる活動とその「場」づくりを、住民にとって身近な存在である老人クラブ等や地域包括支援センターを中心に取り組みます。</p>																		
46 ～ 48	<p>I-4-(1) 介護予防推進体制の強化</p> <p>②介護予防施策の充実</p>	<p><市の取組みとの整合> 富山市介護予防推進会議での協議内容を踏まえた修正</p> <p><市の取組みとの整合> 第8期計画の取組みの内容に即した記載に修正</p> <p>口腔ケアサービスの実施</p> <p><第2次総合計画との整合> 第2次総合計画「I-2-(3)介護予防・高齢者の元気づくり」に掲げる目標とする指標として「健康な高齢者の割合」を設定</p>	<p>【取組の文言更新】</p> <p><u>「閉じこもり」から外出につなげるためには、介護予防施策を充実させ、個人の状態や選択に応じ、「多様」で「適切」な「切れ目ない」支援が必要となります。</u></p> <p>そのため、要支援及び要介護状態となるおそれのある高齢者の早期発見に努めるとともに、地域包括支援センターが中心となり、高齢者が閉じこもらず、自主的に地域で活動を継続できるよう、介護予防ケアマネジメントを実施し、一人ひとりに合ったケアプランに基づき、<u>「適切」な介護予防に関する事業につなぐことにより、機能の維持・向上を目指します。</u></p> <p>また、利用者本人が、必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組んでいくことが重要であり、「介護予防・日常生活支援総合事業」においては、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた、バランスのとれた施策展開が求められています。</p> <p>本市においても、介護予防教室、パワーリハビリテーションに加え、<u>「口腔ケアサービス」や地域の多様な主体によるサービスを提供し、高齢者にとって、より効果的な事業の実施に努めます。</u></p> <p>また、自主的な介護予防や早期からの取組の重要性について啓発に努めます。</p> <p>◆口腔ケアサービスの実施</p> <table border="1" data-bbox="850 1608 1506 1816"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度見込</th> <th>令和5年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施か所</td> <td>28か所</td> <td>40か所</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>10人</td> <td>60人</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆健康な高齢者の割合</p> <table border="1" data-bbox="850 1890 1506 2078"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度見込</th> <th>令和5年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期高齢者</td> <td>95.7%</td> <td>96%以上維持</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者</td> <td>67.0%</td> <td>66%以上維持</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度見込	令和5年度目標	実施か所	28か所	40か所	利用者数	10人	60人		令和2年度見込	令和5年度目標	前期高齢者	95.7%	96%以上維持	後期高齢者	67.0%	66%以上維持
	令和2年度見込	令和5年度目標																			
実施か所	28か所	40か所																			
利用者数	10人	60人																			
	令和2年度見込	令和5年度目標																			
前期高齢者	95.7%	96%以上維持																			
後期高齢者	67.0%	66%以上維持																			

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）
48	I-4-(1) 介護予防推進体制の強化 ④パワーリハビリテーションの推進	<その他> I-4-(2)「地域ぐるみの介護予防の推進」から移動	【取組の移動】 「運動器の機能向上」の手法の一つであるパワーリハビリテーションについては、運動機能の低下により、生活に支障をきたすおそれのある高齢者のほか、脳卒中やパーキンソン病、認知症などを対象としたリハビリ教室を開催する中で、その効果の研究・検証に努めます。 また、正しい運動プログラムの研究開発、実施手法の普及を図りながら、事業修了者の生活向上やスポーツクラブ等での運動の継続を支援します。 さらに、多くの高齢者が、パワーリハビリテーション機器を使った介護予防に気軽に参加できるよう、パワーリハビリテーション体験会の実施や出前講座等を通じて事業の普及啓発に努めます。
49	I-4-(1) 介護予防推進体制の強化 ⑥保健事業と介護予防の一体的実施【再掲】	<市の取組みとの整合> 第8期計画の取組みの内容に即した記載に修正 <国の動向への対応> 「第8期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合 介護予防を進めるにあたり、高齢者保健事業と一体的に実施するよう努め、一体的実施を行うにあたっては、介護・医療・健診情報等の活用を含め国民健康保険担当部局等と連携して取り組みを進めることが重要である。	【取組の追加】 <u>介護予防を進めるにあたり、健診結果や医療費データ、要介護認定データを活用することで、高齢者保健事業との一体的な実施を推進します。</u>
50	I-4-(2) 地域ぐるみの介護予防の推進 ②パワーリハビリテーションの推進	<その他> I-4-(1)「介護予防推進体制の強化」へ移動	【取組の移動】 「運動器の機能向上」の手法の一つであるパワーリハビリテーションについては、運動機能の低下により、生活に支障をきたすおそれのある高齢者のほか、脳卒中やパーキンソン病、認知症などを対象としたリハビリ教室を開催する中で、その効果の研究・検証に努めます。 また、正しい運動プログラムの研究開発、実施手法の普及を図りながら、事業修了者の生活向上やスポーツクラブ等での運動の継続を支援します。 さらに、多くの高齢者が、パワーリハビリテーション機器を使った介護予防に気軽に参加できるよう、パワーリハビリテーション体験会の実施や出前講座等を通じて事業の普及啓発に努めます。

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）																											
51	I-4-(2) 地域ぐるみの介護予防の推進 ⑤住民主体の通いの場の充実	<市の取組みとの整合> 第8期計画の取組みの内容に即した記載に修正	<p>【取組の文言更新】 今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えていくことを見据え、高齢者を含めた地域住民の力を活用しながら、住民主体の通いの場など、地域で支え合う仕組みづくりが求められています。 また、通いの場が充実することで、参加する高齢者の生きがいがづくりや介護予防につながるだけでなく、今まで閉じこもりがちだった方の誘い出しや希薄化が進む地域のつながりの強化、ひいては地域活動の活性化につながることも期待されています。 このことから、本市では、<u>住民等が主体となって運営する通いの場づくりの機運を醸成するとともに、要支援者等を対象とした住民主体型通所サービスの運営を支援します。</u></p>																											
56	II-1-(1) 多様な学び・生きがいがづくりの場の提供 ①各種高齢者向け講座の充実	<その他> シニアライフ講座の制度統一等に伴う修正	<p>【指標の削除】</p> <p>◆老人福祉センターいきがい講座 「創造」「趣味」「健康」をテーマに、大沢野老人福祉センターで開催</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度見込</th> <th>平成32年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座数</td> <td>5教室</td> <td>7教室</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>100人</td> <td>150人</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆いきがいクラブ・いきいき健康教室 「健康」をテーマに、老人福祉センターや公民館で開催</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成29年度見込</th> <th>平成32年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">いきがいクラブ （大山地域）</td> <td>講座数</td> <td>6教室</td> <td>6教室</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>120人</td> <td>120人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">いきいき健康教室 （山田地域）</td> <td>講座数</td> <td>3教室</td> <td>3教室</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>130人</td> <td>130人</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度見込	平成32年度目標	講座数	5教室	7教室	受講者数	100人	150人			平成29年度見込	平成32年度目標	いきがいクラブ （大山地域）	講座数	6教室	6教室	受講者数	120人	120人	いきいき健康教室 （山田地域）	講座数	3教室	3教室	受講者数	130人	130人
	平成29年度見込	平成32年度目標																												
講座数	5教室	7教室																												
受講者数	100人	150人																												
		平成29年度見込	平成32年度目標																											
いきがいクラブ （大山地域）	講座数	6教室	6教室																											
	受講者数	120人	120人																											
いきいき健康教室 （山田地域）	講座数	3教室	3教室																											
	受講者数	130人	130人																											
58	II-1-(1) 多様な学び・生きがいがづくりの場の提供 ⑥農林業とのふれあいの場の提供	<市の取組みとの整合> 第8期計画の取組みの内容に即した記載に修正	<p>【取組の一部追加】 農業や林業に関心を持つ、元気で意欲的な高齢者の社会参加と生きがいがづくりのため、行政と農林業関係団体等とが連携しながら、農作物栽培の技術指導や市民農園を提供するとともに、高齢者が気軽に参画できる里山保全活動等を支援します。 さらに、農林業に関する様々な学習の場や活動情報の提供に努めます。</p>																											

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）
			<p>◆市民への農園の提供（区画数：723区画うち高齢者農園191区画）</p> <p>◆楽農学園業事業の継続実施</p> <p>◆森林ボランティア（きんたろう倶楽部等）活動情報の提供</p> <p>◆<u>スマート農業の実演</u></p>
62	<p>Ⅱ-1-(4) 就業機会の充実・就労活動の推進</p> <p>②高年齢雇用の<u>推進</u></p>	<p><市の取組みとの整合> 第8期計画の取組みの内容に即した記載に修正</p>	<p>【取組の一部削除】</p> <p>「高年齢者雇用安定法」では、全ての企業に対し、高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、「定年の定め廃止」、「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付けられています。</p> <p>令和元年6月1日現在の高年齢者の雇用状況については、県内31人以上規模の企業のうち、高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業の割合は100.0%となっていますが、一方、希望者全員が65歳以上まで働ける制度を整備・導入している企業の割合は74.1%となっています。</p> <p>このような中、本市では、高年齢者がその能力に合った職業に就くことを促進し、また、事業主が高年齢者の雇用に関して、適切な雇用の場を提供するため、企業訪問等を通じて高年齢者の雇用環境の整備を要請するとともに、富山市職業訓練センターでの技能講座を開催し、高年齢者の就労に向けた支援を行っています。</p> <p>少子・超高齢社会が急速に進み、生産年齢人口が減少する中で、高い就労意欲を有する高年齢者が長年培った知識と経験を生かし、社会の支え手として意欲と能力のある限り活躍し続けることができる環境を整備するため、高度なスキルを持った65歳以上の高年齢者と即戦力となる人材を求める企業とのマッチングを行う「富山市スーパーシニア活躍促進人材バンク」の運営や、65歳以上の高年齢者を雇用した事業主に対する雇用継続奨励金の交付などにより、高年齢者の多様な就業形態による雇用の促進を図り、雇用機会の拡大に努めます。</p>
64	<p>Ⅱ-1-(6) 高齢者のふれあいの場の確保</p> <p>②生活に密着した施設の活用による交流<u>機会</u>の確保</p>	<p><その他> Ⅱ-1-(6)-③「老人福祉センター等の利用の促進」から移動</p>	<p>【取組の移動】</p> <p>生活に密着した公衆浴場などは、地域・世代間交流の場として重要な役割を果たしている施設です。それらの施設内にある休憩・団らん・交流スペースを高年齢者の介護予防や健康づくり、生きがいづくりの場として確保し、活用できるよう支援します。</p> <p><u>また、老人福祉センターや老人憩いの家においても、交流が図られるよう努めます。</u></p>

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）
64	Ⅱ-1-(6) 高齢者のふれあいの場の確保 ③老人福祉センター等の利用の促進	<その他> Ⅱ-1-(6)-②「生活に密着した施設の活用による交流機会の確保」へ移動	【取組の移動】 本市には、老人福祉センターが6か所、老人憩いの家が2か所あり、これらの施設は入浴設備を備え、健康相談や健康増進、教養の向上、レクリエーションの場として親しまれていることから、今後とも、高齢者の方々が気楽にふれあえる憩いの施設として利用促進を図ります。
71	Ⅲ-4<<基本施策>> 認知症高齢者施策の推進	<国の動向への対応> 「認知症施策推進大綱」（令和元年）との整合	【基本施策の文言更新】 認知症になっても安心して生活できるよう、 <u>認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、</u> 認知症サポーター養成講座を開催するなど、全ての世代に対して認知症の正しい知識の普及啓発に努めるとともに、地域包括支援センターに配置された認知症コーディネーターと医療・介護等の支援機関をつなぐ認知症地域支援推進員が連携を図り、認知症にやさしい地域の実現を目指します。
74	Ⅲ-1-(1) 地域ケア推進体制の整備 ①地域包括支援センターの機能強化	<国の動向への対応> 「第8期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合 地域のつながり強化という観点から、地域包括支援センターが、居宅介護支援事業所や介護施設など、地域の既存の社会資源と効果的に連携して、地域における相談支援の機能を強化していくことが必要である。	【取組の文言更新】 ウ 総合相談支援事業等の充実（略） 地域住民や民生委員等から寄せられる相談は年々増加しており、相談内容も介護保険に関するもののほか、認知症や高齢者虐待、権利擁護、生活困窮、悪質商法など多岐にわたっています。 このため、地域の民生委員や関係機関等 <u>地域の既存の社会資源と効果的に連携して、相談支援の機能を強化します。</u> 特に対処が困難な事例についても、研修会等により職員の質の向上を図り積極的に取り組めるよう支援します。
75	Ⅲ-1-(1) 地域ケア推進体制の整備 ③まちなか総合ケアセンターにおける地域包括ケア体制の推進	<市の取組みとの整合> 第8期計画の取組みの内容に即した記載に修正	【取組の文言更新】 医療と介護が必要になっても、住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けることができるよう、 <u>在宅診療のみを行う「まちなか診療所」を運営するとともに、</u> 往診が頻繁になり対応が難しい場合などに、主治医を一時交代して訪問診療を行います。さらには、市民への啓発活動などを通じ、在宅医療を推進します。
76	Ⅲ-1-(1) 地域ケア推進体制の整備 ③まちなか総合ケアセンターにおける地域包括	<市の取組みとの整合> 第8期計画の取組みの内容に即した記載に修正	【取組の文言更新】 <u>地域コミュニティの醸成と人と人が支え合うまちづくりの推進を目的とする「まちなかサロン」を運営し、市民がいつまでも元気に自立して暮らし、住民相互の交流が活発となることを図ります。</u>

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）
	ケア体制の推進		<p><u>また、総曲輪レガートスクエア内の企業や団体等との協働による官民連系事業に取り組み、「医療・健康・福祉」をテーマとした多世代が交流できる市民参加型の各種イベントを実施し、賑わいや地域の活性化につなげます。</u></p>
76	<p>Ⅲ-1-(1) 地域ケア推進体制の整備</p> <p><u>④富山まちなか病院による地域包括ケア体制の充実【新規】</u></p>	<p><市の取組みとの整合> 第8期計画の取組みの内容に即した記載に修正</p> <p>富山まちなか病院の開院</p>	<p>【取組の追加】 <u>富山まちなか病院については、富山医療圏で不足している回復期の病床機能を有する医療機関として、急性期から在宅への受け渡し役を担うほか、在宅で容体が悪化した患者の受入れにも地域の診療所や介護施設等と連携しながら積極的に対応するなど、在宅医療を支援します。</u></p> <p><u>また、リハビリや退院支援といった機能の充実も図りながら、市民病院のみならず、地域の急性期病院とも連携し、患者を在宅復帰へとつなげていく後方連携病院として、地域包括ケア体制の充実に努めます。</u></p>
76	<p>Ⅲ-1-(1) 地域ケア推進体制の整備</p> <p>⑤生活支援コーディネーターの育成</p>	<p><国の動向への対応> 「第8期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合</p> <p>生活支援体制整備の推進 高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、生活支援コーディネーターや協議体、就労的活動支援コーディネーターが中心となり、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりを市町村が進めていくことが重要である。</p>	<p>【取組の文言更新】 <u>生活支援体制整備事業として、生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、地域に不足するサービスや支援の創出などの資源開発及びネットワークの構築を推進するため、「生活支援コーディネーター」を育成します。</u></p> <p><u>また、生活支援コーディネーターを中心に、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘を行い、地域のニーズと地域支援のマッチングなどを推進します。</u></p>
78	<p>Ⅲ-1-(2) 地域ふれあい・助け合い・支えあいの推進</p> <p><u>②地域共生社会の推進【新規】</u></p>	<p><市の関係計画との整合> 富山市地域福祉計画（平成31年）との整合</p>	<p>【取組の追加】 <u>育児・介護・障害・貧困や、それらが複合化・複雑化した課題を包括的に受け止め、総合的な相談支援体制づくりを図るための包括的な支援体制の構築や、住民が身近な地域で地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりを図るための地域力を強化するための取組を進め、地域共生社会の推進を図ります。</u></p> <p>ア 包括的な支援体制の構築 <u>保健福祉センターや地域包括支援センターなどで取組んでいる、高齢者や子ども・子育て家庭への包括的な相談に加え、障害者及び生活困窮者の相談支援も含め、各々の相談機関の連携強化や多機関の協</u></p>

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）												
			<p><u>働などにより課題の解決を図る体制づくりに取り組みます。</u></p> <p><u>イ 地域力の強化推進</u> <u>すべての人々が地域の課題を我が事・丸ごととして受け止め、これまでの地域の力を生かしつつ新たなつながりを強化し、課題解決を図る仕組みづくりを推進します。</u></p>												
82 ～ 84	<p>Ⅲ-3-(2) 在宅医療・介護 連携の推進</p>	<p><市の取組みとの整合> 富山市在宅医療・介護連携推進協議会での協議内容を踏まえた修正</p> <p><国の動向への対応> 「在宅医療・介護連携推進事業の手引き ver. 3」との整合</p> <p><地域懇談会でのご意見> 自宅へ往診してもらうことで安心して生活することができると思うので、在宅医療を充実させる必要があると思う。</p>	<p>【取組の文言更新】 <u>高齢者が必要な医療・介護を受けて、住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活が続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進します。</u></p> <p><u>また、医療や介護が必要な状態となっても「自分の家で最期まで暮らしたい」という患者や家族の思いを受け止め、これまでも地域の在宅医療を支えてきた富山市医師会や富山市歯科医師会などと連携しながら在宅医療の推進に取り組みます。</u></p> <p>①在宅医療と介護連携の意義や必要性の理解 <u>在宅療養を必要とする人または家族が適切なサービスを選択できるように、市民や医療・介護関係者向けのシンポジウムの開催や、パンフレット、ホームページ等を活用し、在宅医療・介護サービスの情報発信や在宅での看取りに関する理解の増進に努めます。</u></p> <p><u>また、医療関係者向けの在宅医療体験実習等の開催や、地域包括支援センターにおける医療介護連携推進会議の実施等を通じて、医療・介護関係者に連携の必要性について理解を促します。</u></p> <p>◆市民向け講演会（富山市医師会開催）</p> <table border="1" data-bbox="850 1570 1517 1682"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度見込</th> <th>令和5年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td>0人</td> <td>120人</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆在宅医療体験実習</p> <table border="1" data-bbox="850 1756 1517 1868"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度見込</th> <th>令和5年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td>80人</td> <td>80人</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度見込	令和5年度目標	参加者数	0人	120人		令和2年度見込	令和5年度目標	参加者数	80人	80人
	令和2年度見込	令和5年度目標													
参加者数	0人	120人													
	令和2年度見込	令和5年度目標													
参加者数	80人	80人													

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）																					
			<p>◆医療介護連携推進会議（地域包括支援センター実施）</p> <table border="1" data-bbox="850 277 1516 441"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度見込</th> <th>令和5年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>32回</td> <td>32回</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>700人</td> <td>840人</td> </tr> </tbody> </table> <p>②在宅医療と介護サービスの提供体制の構築</p> <p>地域の医療・介護関係者等が参画する「富山市在宅医療・介護連携推進協議会」を中心に、在宅医療・介護連携の現状分析と課題の抽出、解決策の検討、評価の実施を行うことで、切れ目ない在宅医療・介護サービスの提供体制を検討します。</p> <p>継続的な提供体制の構築のため、「まちなか診療所」では、24時間の在宅医療の提供に向け、在宅医療を行う医師をサポートし、退院支援や急変時の対応及び看取りにおける負担軽減に努めます。さらに、在宅医療を目指す医師や医学生などを受け入れ、在宅医療を担う人材を育成します。</p> <p>また、在宅医療と介護サービス担当者の連携を支援する窓口を設け、医療や介護の専門職からの相談に対応します。</p> <p>◆まちなか診療所による地域の開業医サポート件数</p> <table border="1" data-bbox="850 1200 1516 1308"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度見込</th> <th>令和5年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>往診代行件数</td> <td>30件</td> <td>50件</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆在宅医療を担うための人材育成</p> <table border="1" data-bbox="850 1386 1516 1494"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度見込</th> <th>令和5年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受け入れ人数</td> <td>13人</td> <td>15人</td> </tr> </tbody> </table> <p>③在宅医療と介護の連携強化</p> <p>医療・介護関係者の協働・連携を円滑に進めるためには、お互いの業務の現状、専門性や役割等を知り、忌憚のない意見交換ができる関係を築くことが重要です。このことから、市では、富山市医師会が在宅医療・介護に関わる多職種と連携して地域ごとの課題や対応策について検討する「エリア会議」を支援します。</p> <p>また、医療・介護関係者との協働・連携を深めるために、病院から在宅、在宅から病院の移行時などにおいて、支援が途切れない仕組みとしての情報共有方法やツールを検討し、在宅医療・介護関係者の情報共有を支援します。</p>		令和2年度見込	令和5年度目標	開催回数	32回	32回	参加者数	700人	840人		令和2年度見込	令和5年度目標	往診代行件数	30件	50件		令和2年度見込	令和5年度目標	受け入れ人数	13人	15人
	令和2年度見込	令和5年度目標																						
開催回数	32回	32回																						
参加者数	700人	840人																						
	令和2年度見込	令和5年度目標																						
往診代行件数	30件	50件																						
	令和2年度見込	令和5年度目標																						
受け入れ人数	13人	15人																						

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）															
			<p>さらに、地域の医療・介護関係者の連携を促進する研修や、医療と介護関係者にとって必要な知識や技術・技能を習得するための研修を開催します。</p> <p>◆エリア会議（5エリアと全体会）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度見込</th> <th>令和5年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td>350人</td> <td>400人</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆医療関係者等を対象とした研修会</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度見込</th> <th>令和5年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>7回</td> <td>7回</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>500人</td> <td>500人</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度見込	令和5年度目標	参加者数	350人	400人		令和2年度見込	令和5年度目標	開催回数	7回	7回	参加者数	500人	500人
	令和2年度見込	令和5年度目標																
参加者数	350人	400人																
	令和2年度見込	令和5年度目標																
開催回数	7回	7回																
参加者数	500人	500人																
85	Ⅲ-4 認知症高齢者施策の推進	<国の動向への対応> 「認知症施策推進大綱」（令和元年）との整合	<p>【施策の文言更新】</p> <p>国の「認知症施策推進大綱」にも示されており、本市においても、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症の正しい知識の普及啓発、認知症ケア体制の整備などの施策を推進していきます。</p>															
85	Ⅲ-4-(1) 認知症の知識の普及・啓発 ①市民への啓発活動の推進	<市の取組みとの整合> 第8期計画の取組みの内容に即した記載に修正	<p>【取組の文言更新】</p> <p>広く市民への認知症の理解を広げるために、地域での説明会の開催や世界アルツハイマーデーのある9月を認知症月間とし、講演会や富山城のライトアップなどの啓発活動を行い、認知症を自分の問題、地域の問題として考える意識を高めます。</p> <p>また、認知症に関する相談窓口を広報紙やホームページで周知し、市における認知症ケアパスを掲載した「富山市認知症ガイドブック」を活用する等、啓発活動を推進します。</p>															
87	Ⅲ-4-(2) 認知症ケア体制の整備 ③本人・介護者への支援	<国の動向への対応> 「認知症施策推進大綱」（令和元年）との整合 <市の取組みとの整合> 第8期計画の取組みの内容に即した記載に修正	<p>【取組の文言更新】</p> <p>本人への支援として、認知症の人が希望や必要としていること等を語り合う、「本人ミーティング」を行います。こうした場等を通じて、認知症の本人の意見を踏まえ、認知症の本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映します。</p> <p>介護者への支援としては、認知症の介護は精神的にも身体的にも負担が多く、介護疲れから高齢者虐待を引き起こす場合も多いため、ケアマネジャーやサービス事業者は介護負担感の軽減を図るケアマネジメントを徹底し、早期対応ができる体制を整えます。</p>															

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）
88	Ⅲ-4-(2) 認知症ケア体制の整備 ⑤認知症徘徊SOSネットワークの推進	<市の取組みとの整合> 第8期計画の取組みの内容に即した記載に修正	【取組の文言更新】 また、 <u>地域住民との協働による徘徊発生時の連絡体制の整備や徘徊模擬訓練等の実施、ICTの活用推進、さらに、認知症高齢者を被保険者とする個人賠償責任保険に市が保険契約者として加入する「認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険事業」を実施などにより、「認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル」の登録者数を増やすことで、徘徊する高齢者を早期に発見できる体制を強化し、認知症高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。</u>
89	Ⅲ-4-(3) <u>認知症予防対策の推進</u>	<国の動向への対応> 「認知症施策推進大綱」（令和元年）との整合 <その他> I-1-(2)「疾病の予防及び早期発見・早期治療」から移動	【取組の文言更新】 <u>国の「認知症施策推進大綱」では、認知症の「予防」とは「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味であり、運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されているとあります。フレイル予防・介護予防の取組を進めるとともに、認知症に関する講演会や地域における教室・説明会、通いの場等を通じて、認知症予防の観点から活動を推進します。</u>
90	Ⅲ-5-(1) 成年後見・権利擁護の推進 ②成年後見制度の推進	<市の取組みとの整合> 第8期計画の取組みの内容に即した記載に修正 <市の関係計画との整合> 富山市地域福祉計画（平成31年）との整合	【取組の文言更新】 そこで、申立費用や報酬費用の助成のほか、地域包括支援センターをはじめ関係機関と連携を図りながら、相談や申立支援を総合的に進める体制を充実させるとともに、 <u>成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう中核機関を整備します。</u>
99	IV-1-(4) <u>歩きたくなるまちづくりの推進【新規】</u>	<市の関係計画との整合> 「富山市歩くライフスタイル戦略」（平成31年）との整合 <地域懇談会でのご意見> おでかけ定期券やとほ活といったまちなかへ移動させるような運動の機会をつくる必要があると思う。	【取組の追加】 <u>日常生活の中での「歩くライフスタイル」を推進することは、人とまちの接点生まれ、地域の小売店での消費や、公共交通の利用、ふれあい機会の増加、コミュニティの醸成など、都市全体の活力向上につながる、まちづくり効果が期待されるとともに、健康づくりにも寄与します。このことから、ベンチ等の設置や歩くライフスタイルの普及啓発等を通して、健康づくりとまちづくりが融合した歩きたくなるまちづくりの実現、さらには将来市民が健康で幸福に暮らす活力ある都市の創造を目指します。</u>
103	IV-3 安心できる住まいの確保	<市の取組みとの整合> 第8期計画の取組みの内容に即した記載に修正	【取組の文言更新】 <u>高齢者の居住のあり方は、年齢、身体状況、家族の状況等に応じて変化するものです。また、高齢者の住まいに対する意識は、社会情勢や家族構成・ライフスタイルの変化に伴って変化しており、さらに</u>

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）						
			<p><u>高齢者人口の増加もあいまって、今後は高齢者の一人暮らし、あるいは高齢者のみの世帯がますます増加することが予想されます。</u></p> <p><u>このため、高齢者自身が生きがいをもち、自立した生活を送る上で、最も望ましい居住形態を主体的に選択できる環境を整えることが必要です。</u></p>						
103	IV-3-(1) 多様な住まいへの支援	<p><国の動向への対応> 「第8期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が介護ニーズの受け皿としての役割を果たせるよう、未届けの有料老人ホームを確認した場合は積極的に都道府県に情報提供するとともに、介護サービス相談員を積極的に活用する等、その質の確保を図ることも重要である。</p> <p>特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数を記載するよう努めること。</p> <p><地域懇談会でのご意見> 独居高齢者が今後ますます増えると思うので、サービス付き高齢者向け住宅を充実させてほしい。</p>	<p>【取組の文言更新】 高齢者の住まいに対する多様なニーズに対応するため、また、高齢者が安心して安全に暮らし続けることのできる住まいとするため、軽費老人ホームや有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等に対し適切な指導・支援を行い、<u>質の確保に努めるとともに、</u>需要に合わせた供給促進を図ります。</p> <p>◆<u>入居定員総数（令和2年10月1日時点）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>入居定員総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>有料老人ホーム</u> <u>（うち特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの）</u></td> <td><u>1, 219人</u> <u>（うち 35人）</u></td> </tr> <tr> <td><u>サービス付き高齢者向け住宅</u> <u>（うち特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの）</u></td> <td><u>1, 282人</u> <u>（うち 126人）</u></td> </tr> </tbody> </table>		入居定員総数	<u>有料老人ホーム</u> <u>（うち特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの）</u>	<u>1, 219人</u> <u>（うち 35人）</u>	<u>サービス付き高齢者向け住宅</u> <u>（うち特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの）</u>	<u>1, 282人</u> <u>（うち 126人）</u>
	入居定員総数								
<u>有料老人ホーム</u> <u>（うち特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの）</u>	<u>1, 219人</u> <u>（うち 35人）</u>								
<u>サービス付き高齢者向け住宅</u> <u>（うち特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの）</u>	<u>1, 282人</u> <u>（うち 126人）</u>								
106	IV-4-(1) 交通安全対策の推進 ②交通安全を確保するための環境整備	<p><市の取組みとの整合> 第8期計画の取組みの内容に即した記載に修正</p>	<p>【取組の文言更新】 <u>横断歩道における歩行者優先などのルールの遵守やマナーの向上に向けた意識の啓発に努めるほか、</u>自転車の利用促進や安全で快適に自転車が利用できるよう、路面表示による走行位置の明確化などの自転車走行空間整備や、放置自転車を防止するための駐輪環境整備を行います。</p>						
107	IV-4-(3) <u>災害対策の推進</u>	<p><国の動向への対応> 「第8期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合 近年の災害の発生状況を踏まえた災害に係る体制整備</p>	<p>【取組の文言更新】 ①避難行動要支援者支援の推進 ②自主防災組織の育成等 ③木造住宅の耐震化の推進</p>						

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）
108	IV-4-(4) <u>防犯・消費生活 対策の推進</u>	<その他> 災害対策と項目を分けて記載	【取組の文言更新】 ①火災予防の推進 ②応急手当普及啓発の推進 ③悪徳商法などの消費者トラブルの防止
110	IV-4-(4) <u>防犯・消費生活 対策の推進</u> ④クマによる人 身被害の防止 【新規】	<市の取組みとの整合> 第8期計画の取組みの内容に 即した記載に修正	【取組の追加】 <u>近年、中山間地域等を中心とした集落周辺等でクマによる人身被害事故が複数発生しており、被害にあった方の多くが高齢者となっています。</u> <u>このことからクマ出没時は、高齢者を始めとする地域住民の方々に対し、クマの出没情報等を迅速に発信し、注意を呼び掛けるとともに、市関係部局や警察、市内猟友会等が連携をとりながら、周辺住民への周知や出没場所周辺のパトロール、捕獲活動等を実施し、クマによる人身被害の防止に努めます。</u> <u>また、高齢者団体や地域町内会団体等への出前講座等を通して、クマによる人身被害に遭わないための対策等の情報について周知に努めます。</u>
110	IV-4-(4) <u>防犯・消費生活 対策の推進</u> ⑤農業用水路の 転落防止対策 【新規】	<市の取組みとの整合> 第8期計画の取組みの内容に 即した記載に修正	【取組の追加】 <u>生活の身近なところに農業用水路が張り巡らされていることから、ワークショップの開催やポスター掲示等による安全啓発の積極的な推進や水路管理者が実施する防護柵設置等の安全施設整備に対し支援を行い、農業用水路への転落事故防止に努めます。</u>
111	V-2《基本施策》 介護サービスの 基盤整備	<国の動向への対応> 「第8期介護保険事業計画の 基本方針（案）」の記載内容 との整合 ●2040年を見据え介護サービス基盤を計画的に整備することとし、第7期の達成状況の検証を踏まえたうえで、第8期の位置付け及び第8期期間中に目指すべき姿を具体的に明らかにしながら目標を設定し取組を進めることが重要である。 ●有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏ま	【文言追加】 介護が必要な高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの一翼を担う地域密着型サービスを中心に介護サービスの基盤整備を推進します。整備にあたっては、 <u>いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上を迎え、現役世代が急減する令和22年度（2040）を見据え、日常生活圏域の特性を踏まえつつ、地域バランスを考慮し、特に医療依存度の高い中重度者や今後増加が予想される認知症高齢者に対応可能な介護サービスを中心に計画的に進めます。</u> <u>また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が適正な介護ニーズの受け皿としての役割を果たせるよう、設置状況や利用状況等を勘案して介護サービスの整備を進めます。</u>

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）
		え、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるため、都道府県と連携してこれらの設置状況等必要な情報を積極的に把握することが重要である。	
115	V-1-(2) 人材の確保及び 資質の向上 ② 福祉・介護人材の育成	<p><国の動向への対応> 「第8期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合</p> <p>●市町村は保険者として地域に取組を進める立場から、介護人材確保にあたって、処遇改善や、若年層、中高年齢層、子育てを終えた層や、他業種からの新規参入の促進、離職した介護福祉士等の届出制度も活用した潜在的有資格者等の復職・再就職支援、外国人介護人材の受入れ環境の整備、都道府県福祉人材センター等の活用等による多様な人材の参入促進、離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備、介護の仕事の魅力向上、キャリアパスや専門性の確立による資質の向上、介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善（介護助手の取組）、複数法人による協同組合の推進等による生産性の向上や介護現場の革新等に一体的に取り組むことが重要である。</p> <p>●市町村においても、必要となる介護人材の確保に向け、国や都道府県と連携することが重要である。</p>	<p>【文言追加】 今後も介護ニーズの増大が見込まれる一方、介護職を目指す学生の減少や離職者の増加など、福祉・介護人材の確保や定着が喫緊の課題となっており、求職者と求人のマッチングや、職場環境の改善及び人材の処遇改善など事業者支援に努めるほか、<u>若年層・子育てを終えた層などの各層や他業種からの新規参入の促進、潜在的人材の復職・再就職支援など、多角的な支援に取り組みます。また、引き続き、国、県、市及び関係機関が連携し、限られた人材を確保する方策を検討します。</u></p>
115	V-1-(2) 人材の確保及び 資質の向上 ③ 介護現場の業務効率化の推進 【新規】	<p><国の動向への対応> 「第8期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合</p> <p>●職場の良好な人間関係作りや結婚や出産、子育てを続け</p>	<p>【取組の追加】 <u>介護現場における介護ロボットやICTの活用、元気高齢者等の参入による業務改善など、介護現場革新の取組を支援することで、介護職場の環境改善を支援するとともに、サービス利用者への必要なサービスの提供と質を確保いたします。また、文書負担軽減に向けて、国、県及び関係団体などと連携</u></p>

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）
		<p>ながら働ける環境整備を図ることが重要である。介護現場における、業務仕分けや介護ロボットやICTの活用、元気高齢者を含めた介護人材の確保・定着、介護という仕事の魅力発信等の介護現場革新の取組について、地域の実情に応じてきめ細かく対応していく体制整備を図った上で、都道府県と市町村とが連携をしながら関係者の協働の下進めるとともに、介護現場革新の取組の周知広報等を進め、介護職場のイメージを刷新していくことが重要である。</p>	<p><u>し、各種申請様式等の見直しを図ることで、介護現場の業務効率化の推進を図ります。</u></p>
116	<p>V-1-(3) 事業者への指導・支援</p> <p><u>⑥災害・感染症対策に係る体制整備【新規】</u></p>	<p><国の動向への対応> 「第8期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合</p> <p>近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、都道府県及び市町村においては、次の取組を行うことが重要である。</p> <p>1 介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練を実施すること</p> <p>2 関係部局と連携して、介護事業所等における感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備すること</p> <p>3 都道府県、市町村、関係団体が連携した感染症発生時の支援・応援体制を構築すること</p>	<p>【取組の追加】 <u>介護事業所等と連携して防災や感染症対策についての周知啓発や、研修会を実施するとともに、関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要となる衛生資材や物資についての備蓄・調達を進めます。また、県、市及び関係団体が連携して災害・感染症発生時の支援・応援体制を整備します。</u></p>
117	<p>V-1-(4) 介護者への支援</p> <p><u>②リハビリテーションサービス提供体制の整備【新規】</u></p>	<p><国の動向への対応> 「第8期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合</p> <p>リハビリテーションによって、単なる心身機能等向上のための機能回復訓練のみでは</p>	<p>【取組の追加】 <u>住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためには、リハビリテーションによって、単なる心身機能等向上のための機能回復訓練のみではなく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動能力を高めて家庭や社会への参加を可能にすることが重要です。そこで、心身機能や生活機能の向上といった高齢者個人への働きかけはもとより、地</u></p>

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）
		<p>なく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動能力を高めて家庭や社会への参加を可能にし、自立を促すことが重要である。このため、心身機能や生活機能の向上といった高齢者個人への働きかけはもとより、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指すため、リハビリテーションサービスを計画的に提供できる体制を構築することが重要である。</p>	<p><u>域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指すためのリハビリテーションサービスを計画的に提供できる体制の整備を進めます。</u></p>
118 ～ 121	V-2-(2) 基盤整備の目標 値（第8期（令 和3～5年度） の設定	<p><市の取組みとの整合> 第8期整備予定の内容に即した記載に修正</p>	<p>【文言更新】 サービス区分及び整備数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 3事業所 ・ 小規模多機能型居宅介護 2事業所 ・ 認知症対応型共同生活介護 2事業所（36床） ・ 認知症対応型通所介護 1事業所 ・ 特定施設入居者生活介護 90床程度 <p>※介護保険施設（地域密着型介護老人福祉施設含む）は、本市が人口当たりの整備率が高いこと（H30.10.1日現在の人口10万人当たりの床整備状況について、中核市平均744床に対し本市1,116床）及び給付増などのバランスを考慮し、第8期において基本的に床数を増やさないこととします。</p> <p>※介護医療院については、介護療養型医療施設が令和5年度末までに廃止され、他の形態へ転換が必要とされていることから、介護療養型医療施設などからの転換が見込まれる。そのため、療養病床、認知症対応及び感染症対応等の状況を踏まえながら、適切に許可を行うものとします。</p>